

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加分）、精神的損害及び通院慰謝料等の損害賠償を求めた事例。

平成〇〇年（東）第〇号 和解仲介手続申立事件

申立人 X

被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

- 1 被申立人は、申立人に対し、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの損害として金47万2750円の支払義務があることを認め、（省略）。

（内訳）

生活費増加費用	42万4230円
精神的損害	90万円（月額10万円）
通院交通費	8520円
通院慰謝料	19万円
小計	152万2750円
仮払補償金	-105万円
支払額	47万2750円

- 2 申立人と被申立人は、本件に関し、第1項の損害内訳記載の各項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- 3 申立人と被申立人は、第1項記載の精神的損害を除くほか、同項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

（仲介委員 仁科豊）